

令和 7 年 9 月定例会
(2 0 2 5 年)

議案書③

9 月 8 日提出

【条例】

市議案第 8 3 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する
条例の設定について

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い部分休業の承認等に関し必要な事項を定めるとともに，子育て部分休暇その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊中市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (省 略) (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して市規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (<u>部分休業の承認</u>) 第17条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間及び休暇に関する条例第6条に規定する正規の勤務時間（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、当該職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第15条（育児休業法第17条において準用する場合を含む。）、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (省 略) (2) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (<u>第1号部分休業の承認</u>) 第17条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u>

(現 行)	(改 正 後)
30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定による育児時間、同条例第26条の2の規定による介護時間又は同条例第26条の3の規定による<u>子育て部分休暇</u>の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 会計年度任用職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が市規則で定める育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。	2 勤務時間及び休暇に関する条例第5条の規定による育児時間、同条例第26条の2の規定による介護時間又は同条例第26条の3の規定による<u>子育て部分休暇</u>（同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求するものに限る。）の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 会計年度任用職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該会計年度任用職員が市規則で定める育児時間、介護時間又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 <u>4 勤務時間及び休暇に関する条例第26条の3第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する子育て部分休暇又は市規則で定める子育て部分休暇を請求した職員に係る第1号部分休業の承認は、行わないものとする。</u> <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認するこ</u>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>とができる。</u> (1) <u>1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> (2) <u>第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> (3) <u>正規の勤務時間の始まる時刻から休憩時間の始まる時刻まで又は休憩時間の終わる時刻から正規の勤務時間の終わる時刻までの連続した時間について承認の請求があったとき 任命権者が定める時間数</u> 2. <u>勤務時間及び休暇に関する条例第 2 6 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する子育て部分休暇又は市規則で定める子育て部分休暇の承認を受けた職員に対する第 2 号部分休業の承認については、第 1 7 条の 4 各号に定める時間から当該子育て部分休暇の承認を受けた時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u> 3. <u>前条第 2 項に規定する子育て部分休暇又は同条第 3 項に規定する市規則で定める子育て部分休暇を請求した職員に係る第 2 号部分休業の承認は、行わないものとする。</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間)</u> <u>第 1 7 条の 3 育児休業法第 1 9 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第 1 7 条の 4 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間</u>

(現 行)	(改 正 後)
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 第12条の規定は、部分休業について準用する。	<u>を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員</u> 77時間30分 (2) <u>非常勤職員</u> <u>当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第17条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第18条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第19条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>

(勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和28年豊中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(子育て部分休暇) 第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> <u>3 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受</u>	(子育て部分休暇) 第26条の3 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 <u>2 子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、年度の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u> (1) <u>1日につき2時間を超えない範囲内</u> (2) <u>1年につき次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める時間を超えない範囲内</u> ア <u>イ以外の職員 77時間30分</u> イ <u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 当該職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の第1項に規定する子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。</u> <u>4 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において必要と認められる時間につき、子育て部分休暇の請求をすることができる。</u> <u>5 第5条の規定による育児時間又は前条の規定による介護時間の承認を受</u>

(現 行)	(改 正 後)
けて勤務しない職員に対する<u>子育て部分休暇</u>の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>4</u> (省 略)	けて勤務しない職員に対する<u>第２項第１号に掲げる範囲内</u>で請求する<u>子育て部分休暇</u>の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 <u>6</u> (省 略)

(技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第３条 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２９年豊中市条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(給与の減額) 第１５条 (省 略) ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち市規則で定めるものをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者等の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場	(給与の減額) 第１５条 (省 略) ２ 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。）、不妊治療休暇（当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち市規則で定めるものをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者等（配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として市長が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者等の父母その他市規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認めら

(現 行)	(改 正 後)
合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の <u>一部</u> につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	れる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他市長が定める学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
3 (省 略)	3 (省 略)

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(給与の減額) 第13条 (省 略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>一部</u> を勤務しないことをいう。)、不妊治療休暇(当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち管理規程で定めるものをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者等(配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者等の父母その他管理規程で定める者で負傷、疾病又は老齢により管理規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認めら	(給与の減額) 第13条 (省 略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の <u>全部又は一部</u> を勤務しないことをいう。)、不妊治療休暇(当該職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇のうち管理規程で定めるものをいう。)、介護休暇(当該職員が配偶者等(配偶者又は性別が同一であって婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として管理者が定める関係にある者をいう。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者等の父母その他管理規程で定める者で負傷、疾病又は老齢により管理規程で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この項において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当で

(現 行)	(改 正 後)
れる場合における休暇をいう。), 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため, 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため, 1日の勤務時間の<u>一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には, 前項の規定にかかわらず, その勤務しない1時間につき, 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)	あると認められる場合における休暇をいう。), 介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため, 1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校その他管理者が定める学校に就学している子を養育するため, 1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には, 前項の規定にかかわらず, その勤務しない1時間につき, 勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 (省 略)

附 則

- 1 この条例は, 令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年3月31日までの間における地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については, 同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と, 同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の勤務時間及び休暇に関する条例第26条の3第1項に規定する子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同条第2項第2号の規定の適用については, 同号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と, 同号イ中「10」とあるのは「5」とする。

市議案第 8 4 号

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 8 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い，所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

(豊中市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 豊中市立児童発達支援センター条例(昭和40年豊中市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(事業) 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (省 略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第18項</u>に規定する計画相談支援に関する事業(以下「計画相談支援事業」という。) (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第19項</u>に規定する基本相談支援に関する事業(以下「基本相談支援事業」という。) (7)・(8) (省 略) 2～4 (省 略)	(事業) 第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。 (1)～(4) (省 略) (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第19項</u>に規定する計画相談支援に関する事業(以下「計画相談支援事業」という。) (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>第5条第20項</u>に規定する基本相談支援に関する事業(以下「基本相談支援事業」という。) (7)・(8) (省 略) 2～4 (省 略)

(豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年豊中市条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(利益供与等の禁止) 第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しく	(利益供与等の禁止) 第50条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しく

(現 行)	(改 正 後)
は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (省 略)	は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。），障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し，障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 (省 略)

(北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 北部大阪都市計画緑丘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年豊中市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)												(改 正 後)															
別表												別表															
建築制限 の事項		A地区			B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区	F 地 区	G 地 区	H 地 区	I 地 区	J 地 区	建築制限 の事項		A地区			B 地 区	C 地 区	D 地 区	E 地 区	F 地 区	G 地 区	H 地 区	I 地 区	J 地 区
1	建 築 物 の 用 途 の 制 限	(1)・(2) (省 略)			(省 略)								1	建 築 物 の 用 途 の 制 限	(1)・(2) (省 略)			(省 略)									
		(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平													(3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平												

(現 行)				(改 正 後)			
		成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 7 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)～(9) (省 略)				成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) で、延べ面積が 2 0 0 平方メートル未満のもの (4)～(9) (省 略)	
(省 略)				(省 略)			

(北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 4 条 北部大阪都市計画新千里西町団地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 2 2 年豊中市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表				別表			
建築制限の事項		新千里西町団地地区		建築制限の事項		新千里西町団地地区	
1	建築物の用途の制限	(1) (省 略) (2) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 7 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) (3)～(7) (省 略)		1	建築物の用途の制限	(1) (省 略) (2) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号) <u>第 5 条第 1 8 項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。) (3)～(7) (省 略)	

(現 行)	(改 正 後)
(省 略)	(省 略)

(北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 北部大阪都市計画新千里南町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成23年豊中市条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	
建築制限の事項	新千里南町1丁目地区	建築制限の事項	新千里南町1丁目地区
1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)	1 建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)		(省 略)	

(北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 北部大阪都市計画新千里南町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年豊中市条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里南町２丁目地区		建築制限の事項	新千里南町２丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) （省 略）	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) （省 略）
（省 略）			（省 略）		

（北部大阪都市計画永楽荘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第7条 北部大阪都市計画永楽荘地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成27年豊中市条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
	建築制限の事項	永楽荘地区		建築制限の事項	永楽荘地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和

(現 行)			(改 正 後)		
		38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)第5条第17項に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)			38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成1 7年法律第123号)第5条第18項に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。)で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 北部大阪都市計画新千里北住宅地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年豊中市条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表				別表			
建築制限 の事項	A地区	B地区	C地区	建築制限 の事項	A地区	B地区	C地区
1 建築物 の用途 の制限	(省 略)	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グ ループホーム(老人 福祉法(昭和38年 法律第133号)第 5条の2第6項に規	(省 略)	1 建築物 の用途 の制限	(省 略)	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グ ループホーム(老人 福祉法(昭和38年 法律第133号)第 5条の2第6項に規	(省 略)

(現 行)					(改 正 後)				
			定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。以下同じ。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。以下同じ。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)				定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。以下同じ。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。以下同じ。)で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)		
(省 略)					(省 略)				

(北部大阪都市計画緑丘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 北部大阪都市計画緑丘4丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年豊中市条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表		別表	

(現 行)			(改 正 後)		
建築制限の事項		緑丘4丁目地区	建築制限の事項		緑丘4丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)・(5) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画西緑丘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第10条 北部大阪都市計画西緑丘3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成29年豊中市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
建築制限の事項		西緑丘3丁目地区	建築制限の事項		西緑丘3丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又

(現 行)			(改 正 後)		
		は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１７項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの (４)・(５) (省 略)			は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１８項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの (４)・(５) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里西町２丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第１１条 北部大阪都市計画新千里西町２丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成２９年豊中市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里西町２丁目地区		建築制限の事項	新千里西町２丁目地区
1	建築物の用途の制限	(１)・(２) (省 略) (３) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１７項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの	1	建築物の用途の制限	(１)・(２) (省 略) (３) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号） <u>第５条第１８項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が２００平方メートル未満のもの

(現 行)			(改 正 後)		
		(4) (省 略)			(4) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第12条 北部大阪都市計画新千里北町1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成29年豊中市条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里北町1丁目地区		建築制限の事項	新千里北町1丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。))で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略)	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。)又は障害者グループホーム(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する共同生活援助を行う施設をいう。))で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

(北部大阪都市計画新千里西町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第13条 北部大阪都市計画新千里西町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成30年豊中市条例第50号)の一部を次のように

改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
建築制限の事項		新千里西町３丁目地区	建築制限の事項		新千里西町３丁目地区
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成1 7年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4) （省 略）	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) （省 略） (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和 38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をい う。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成1 7年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同 生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200 平方メートル未満のもの (4) （省 略）
（省 略）			（省 略）		

（北部大阪都市計画永楽荘2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第14条 北部大阪都市計画永楽荘2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成30年豊中市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表			別表		
建築制限の事項	A地区	B地区	建築制限の事項	A地区	B地区

(現 行)			(改 正 後)		
1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)	1	建築物の用途 の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里北町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第15条 北部大阪都市計画新千里北町3丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和元年豊中市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里北町3丁目地区		建築制限の事項	新千里北町3丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活

(現 行)			(改 正 後)		
		及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)			及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(6) (省 略)
(省 略)			(省 略)		

（北部大阪都市計画新千里北町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第16条 北部大阪都市計画新千里北町2丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和2年豊中市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表			別表		
	建築制限の事項	新千里北町2丁目地区		建築制限の事項	新千里北町2丁目地区
1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)	1	建築物の用途の制限	(1)・(2) (省 略) (3) 認知症高齢者グループホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設をいう。）又は障害者グループホーム（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う施設をいう。）で、延べ面積が200平方メートル未満のもの (4)～(7) (省 略)

(現 行)	(改 正 後)
(省 略)	(省 略)

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。